

## 千葉市定員適正化計画の見直しについて

### 1 現状

#### (1) 計画の概要

- ・計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 4 月 1 日（4 年間）
- ・考え方 定員適正化の取組により適正化が図られた定員を、新たな行政需要が発生する分野等に再配置することを基本としつつ、配置基準職場の充実強化や社会情勢の変化等への対応、職員の働き方向上のため、概ね 240 人程度を増員（※）する。  
※保育所・認定こども園、消防、病院、学校を除く

#### (2) 進捗状況（令和 5 年 4 月 1 日時点）

【計画】（4 年間で）240 人増 → 【実績】（4 年間で）187.5 人増  
計画値より約 50 人下回った。

#### （主な要因）

労働人口の減少や民間の採用動向の回復により採用数が見込みを下回ったこと及び想定よりも退職者数が増加したこと

### 2 計画期間と計画数の見直し

#### (1) 計画期間の見直し

現行計画の終期を令和 5 年 4 月 1 日としていたものの、採用数の下振れ等により計画どおり確保することのできなかつた 50 人程度について、生活保護ケースワーカーや産育休等の欠員に対する正規職員の代替配置を拡充するための増員など、引き続き計画の考え方に沿った職員配置を行う必要があること、また、「千葉市基本計画 第 1 次実施計画」（令和 5～7 年度）を着実に推進するとともに、第 2 次実施計画の遂行に必要となる体制を踏まえて次期定員適正化計画の策定を検討する必要があることから、計画期間を延長し、計画終期を第 1 次実施計画と合わせ、令和 7 年 4 月 1 日に見直す。

#### (2) 計画数（増員数）の見直し

児童相談所の配置基準を踏まえた児童福祉司等の増員など、計画期間の見直しによる今後の 2 年間で必要となる行政需要へ対応するため、新たに 75 人程度を増員する。

	見直し前
計画終期	令和 5 年 4 月 1 日
計画数	240 人増
計画対象職員数の目標値	4,666 人



	見直し後
計画終期	<b>令和 7 年 4 月 1 日</b>
計画数	240 人増 + <b>75 人増</b>
計画対象職員数の目標値	4,741 人

(1) 見直し前の計画からの継続対応（未達分50人程度）

ア 計画の考え方に沿って継続する取組み +50人程度

- ・生活保護ケースワーカーの配置標準を踏まえた増員
- ・職員の多様な働き方に対応できる体制の整備（育児休業等への代替職員の配置強化）

など

イ 新型コロナウイルス感染症対応のための人員の再配置 ※増減なし

新型コロナウイルス感染症対応のために増員した人員は、同感染症への対応が一定程度収束したことに伴い、以下のとおり、再配置する。

- ・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた健康危機管理体制の構築
- ・国が主導する全国的な取組みであり、時限的な増員が必要となる自治体情報システムの標準化への対応

など

(2) 期間の見直しによる2年間で新たに必要となる行政需要への対応（+75人程度）

ア 児童虐待対策の強化 +50人程度

- ・児童相談所の配置基準を踏まえた児童福祉司等の増員
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置にあたっての体制整備

イ 高齢化社会への対応強化と危機事案への体制整備 +5人程度

- ・市民の健康づくりを促進するとともに、新興感染症など健康危機発生時の対処能力を向上させるため必要となる保健師の計画的な増員

ウ 社会情勢の変化等に的確に対応するための体制確保 +20人程度

- ・こども発達相談室開設にあたっての体制整備
- ・公共施設の老朽化による大規模改修等に伴う技術職の強化

○計画対象職員数

平成31年4月1日	令和5年4月1日	令和7年4月1日
4,426人	4,613.5人	4,741人

※H31、R5は実数、R7は計画値